

文教福祉常任委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会は、休会中の12月17日と20日に開催し、今定例会において付託を受けました、議案6件と請願書1件の審査を行いました。

説明を求めるために出席を求めた者は、市長、教育長、関係部長・課長等であります。

なお、今回は、12月20日の9時30分から文教福祉常任委員会 協議会を開催し、請願書・要望書の提出者からの意見を聞き取り、審査に臨みました。

それでは、まず議案第99号 指定管理者の指定について であります。

栗東芸術文化会館（さきら）の指定管理者の指定であります。委員から多くの質疑がありました。その主なものとして、

①委員から、今回の指定管理者の選定において、さきら利用者の意見や思いをどのように反映されたのか。

②「さきら」は栗東市の文化・芸術の核として、それを支えるのは市民である。市は今後どのような方向性を持って運営しようとしているのか。

③文化庁の補助金等で苦勞して育ててきた市民の文化活動を継続していけるのか。

④さきらを利用して文化活動を行う市民にとっては、人と人の関係を積み上げてこそ文化は育つものである。指定管理者が変わる可能性があるのなら、説明をして文化の継続に支障が出ないようにすべき。

⑤説明した団体は市から補助金が出ている2団体に口頭で事後報告されたことについての説明を求める。5年前の反省が活かされていない。

第三者評価とともに行政の評価も必要だ。全く新しいスタッフと、また新たに一から人間関係を構築していかなければならない思いは大きいものがある。また、前回の指定管理金額は2億円。今回は1億2千800万円で、約8000万円のダウンであるが、モチベーションが下がるのでは。

との質問がありました。当局から

①点目 第三者評価のなかには、利用者や市民のアンケートの内容も入っており、その内容を事前に選定委員に見ていただいている。この内容は、栗東市のホームページにも掲載している内容である。

②点目 今後の方向性については、基本計画は大きな流れであり、栗東市の第五次総合計画に審議され示されている。

③点目 既に関係者と話し合いを持ち、継続していくことを確認済みである。

④点目 指定管理制度は継続性と指定管理の整合性が課題であり、法律では、「行政処分」となっている。このことから市民ボランティアや人材を大切にするために、育ってきた文化の継続に支障がないように仕様書の中に反映している。

⑤点目 第三者評価を基に市の責任において公平・公正に作成した仕様書に基づいて審査された。市の補助金団体である文化協会、音楽振興会に説明したあと、その他の団体についてはインターネット上で情報公開をおこなった。「さきら」は栗東市民のもので、その関わりはいろいろである。5年間の反省を踏まえ、指定管理者導入で起こった文体事業団職員の雇用問題については解決している。また外部評価を採用し公平な立場で評価をいただいている。活動と観賞事業など行政の立場として市民の大きな声、小さな声ともに聞いて積み上げ、全体的に市民に満足していただけるようにしていくのが使命である。同時に指定管理者のもつノウハウを最大限に活かし、公募型で企画書、プレゼンテーション、過去の実績等を総合的に判断された。今後5年間の栗東市の文化行政をどうしていくのかを考えて実施した。

との、答弁がありました。

また、委員から、指定管理者の^{かし}瑕疵についてのペナルティ等はどうなっているのか、との質問に対し、

条例の15条の中に、指定の取り消しがうたわれている。

との答弁がありました。

討論では、さきらの利用者は今行っている事業の継続が一番の願いであり、市民が作り上げてきたものを生かすためにも、市民参加について行政側に課題があるとして反対の討論がありました。

一方、栗東文化芸術基本計画に基づいて行政における体制をもう一度考慮

し、市民の協働と参加について着眼点を置かれることを要望して賛成の討論がありました。

委員から、審査の背景にある委員会の設定から審査まで、プロセスがみえにくく、さきら利用者の市民の声を聞いていただきたいとして継続審査の動議が出されました。

動議の成立後、直ちに継続審査について採決を行った結果、可否同数となり、委員会条例第15条の規定により委員長裁決で継続審査の動議は否決されました。

議案第99号については採決の結果、賛成少数で、否決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 指定管理者の指定について であります。

この議案は、栗東市民体育館ほか8施設の指定管理者の指定であります。

この議案については、委員から、

利用料金を値下げすれば利用者が増大するとの意見に対し、当局から

稼働率を増やすことで魅力ある事業展開を行っていく。との答弁がありました。また、文体事業団と体育協会は設置根拠が異なり、同化するのは難しいが、今後どのように重ねていくのか。との質問に対し、当局から、
現在、双方が話し合いを持ち検討中である。との答弁がありました

この議案につきましては、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第101号 平成22年度栗東市一般会計補正予算（第4号）について のうち、関係する歳出、関係する歳入・その他事項について、
であります。

委員から、慎重なる質疑、意見がありました。

その主なものとして、

生活保護費が大きく増しているが、被保険者へのこまめな対応をお願いします。ケースワーカー1人当たりの受け持ち世帯数はどうか。また、寒さが厳しくなるが、灯油等の支給は。

との質問に対し、当局から、
相談等については、関係機関との連携により実施し、一人当たりの受け持ち世帯は約80世帯である。灯油等の支給は冬期加算により対応している。

との 答弁がありました。

委員から、要保護・準要保護の世帯の実態は。との質問に対し、当局から平成21年は218世帯（368人）、平成22年11月末で233世帯（388人）となっている。小・中学校あわせて、566人である。

との答弁がありました。

慎重審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、関係する歳入・その他事項については、原案のとおり可決すべきものと決した旨を、総務常任委員会委員長に報告いたしております。

次に、議案第102号 平成22年度栗東市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について であります。

この議案は、質疑ののち討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号 平成22年度栗東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について であります。

本案は、質疑・討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 平成22年度 栗東市介護保険特別会計補正予算（第2号）について であります。

本案については、委員から、

介護保険のシステム改修費用は、介護保険給付と同様に支出するのか、との質問があり、当局から、全て一般会計からの繰り出しによる支出となる。

との答弁がありました。

討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

最後に 請願書第32号 市の芸術文化事業の継続と発展のため市民参画と協働を求める請願書 であります。

本請願書は、質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査結果の報告いたします。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。